

公共工事における週休 2 日制度の概要

(令和 2 年 1 0 月改定)

背景

建設業の働き方改革を推進し、建設業が抱える担い手不足や労働環境の改善を図ることを目的として、平成 31 年度から市が発注する公共工事において週休 2 日制度を導入しています。

対象工事

- ・市が発注する全ての工事とする。ただし、以下の工事は除く
 - 災害復旧等緊急を要する工事
 - 現場特性により工事の作業時間及び作業日数が特定される工事
 - 単価契約による工事

制度の概要

- ・一週間のうち、原則日曜日及び土曜日を休工日とする
 - 日曜日及び土曜日以外の指定も可能
 - 休工日は現場作業、書類の作成及び整理等、工事に関する作業を行わない
- ・週休 2 日工事を実施する、実施しないは受注者が選択する
- ・やむを得ない場合、休工日を別の日に振り替えることを可能とする
- ・取組の達成状況により、工事成績に加点する
 - 達成できなくてもペナルティーは科さない
 - 成績評価を行わない工事は加点の対象としない
- ・取組の達成状況により、週休 2 日の取得に必要な費用を計上する
 - 費用の計上の対象とする工事及び費用の計上方法は特記仕様書により明示する

適用

- ・令和 2 年 1 0 月 1 日以降に公告等する工事

改定概要

	現行	改定後
対象工事	市が指定する全ての工事とする ただし、以下の工事は除く 災害復旧等緊急を要する工事 現場特性により工事の作業時間及び作業日数が特定される工事	市が指定する全ての工事とする ただし、以下の工事は除く 災害復旧等緊急を要する工事 現場特性により工事の作業時間及び作業日数が特定される工事 単価契約による工事
休工日	日曜日及び土曜日	日曜日、土曜日以外の指定も可能
発注方式	—	【発注者指定方式】 週休2日工事を実施することを前提に発注する方式 【受注者希望方式】 発注者指定方式以外の工事
その他	週休2日工事を実施する、しないは受注者が選択	継続
	達成できなくてもペナルティーは科さない	継続
	やむを得ない場合は休工日を別の日に振り替えることを可能とする	やむを得ない場合は休工日を別の日に振り替えることを可能とする 休工日を起算日として、その前後2週間以内に振り替えた場合は休工日として数える
工事評価	達成状況に応じ工事評価に加点 成績評価を行わない工事を除く	継続 発注者指定方式、受注者希望方式に共通
費用の計上	—	達成状況に応じ計上（費用の計上の対象とする工事及び費用の計上方法は特記仕様書で明示） 【発注者指定方式】 4週8休を達成した場合の費用を予め計上し、達成状況が4週8休に満たない場合は、達成状況に応じた費用に減額 令和2年度当初予算による工事は、達成状況が4週6休以上となった場合は、達成状況に応じた費用を計上 【受注者希望方式】 達成状況が4週6休以上となった場合は、達成状況に応じた費用を計上